

令和 年 月 日

## 二酸化炭素排出係数等報告書

鹿児島市長 下鶴 隆央 殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和7年2月14日付けで公告のありました鹿児島市保健・急病センターで使用する電気の調達に係る二酸化炭素排出係数等については、下記のとおりです。内容に相違ないことを誓約します。

記

## 1 令和4年度の1キロワットアワー当たりの調整後排出係数

$$\frac{\text{調整後排出係数}}{\text{k g-CO}_2/\text{k Wh}}$$

## 1-2 令和5年度中に電力供給を開始した小売電気事業者の、供給開始の日から令和6年3月末日までの1キロワットアワー当たりの二酸化炭素実排出係数

$$\frac{\text{二酸化炭素実排出係数}}{\left. \begin{array}{l} \text{二酸化炭素の量} \\ \text{供給（小売り）した電力量} \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{k g-CO}_2/\text{k Wh} \\ \text{k Wh} \end{array}}$$

## 1-3 令和6年度中に電力供給を開始した小売電気事業者の、供給開始の日から令和7年1月末日までの1キロワットアワー当たりの二酸化炭素実排出係数

$$\frac{\text{二酸化炭素実排出係数}}{\left. \begin{array}{l} \text{二酸化炭素の量} \\ \text{供給（小売り）した電力量} \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{k g-CO}_2/\text{k Wh} \\ \text{k Wh} \end{array}}$$

## 2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第4条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第3条の規定に

による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の勧告を受けておりません。

- 3 環境負荷を軽減するための、次の社会貢献事業活動を行っております。

事業活動内容

---